

# 令和6年度 学校休業日（春休み）期間

## アフタースクール入所のご案内

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童が、安全安心に『春休み』を過ごすことができるよう、アフタースクール入所申請を受付します。

### 【はじめに】

近年、アフタースクール入所希望の方が急増しており、教室面積等の都合上どうしても受入れが困難な状況が生じる可能性があります。つきましては、低学年（1年生）からの優先入所とし、入所の可否が分かれる学年での抽選となりますので、あらかじめご了承下さい。

なお、自由が丘アフタースクールはすでに定員に達しているなどの理由により募集していませんが、空きがある他のアフタースクールには入所申請をしていただけます。また、三樹・平田・三木・緑が丘アフタースクールは、3月のみのご案内となります。4月利用希望の方は、他のアフタースクールを記入してください。

- ◆ 希望のアフタースクールに入所できなかった場合は、第2希望（第3希望）へご案内します。
- ◆ 第2希望も定員超過する可能性があるかと判断する場合は、第3希望の記入をご案内することもあります。
- ◆ 第2希望（第3希望）への入所は、校区内の入所希望者（全学年）が入所し、かつ定員に余裕がある場合となり、第2希望（第3希望）の中から低学年優先となります。
- ◆ 第2希望（第3希望）の記入が無い場合は、第1希望での待機となります。
- ◆ 抽選は、入所可否が分かれる学年のみです。それより上の学年は第2希望（第3希望）をご案内します。

### 【お願い】

受入れ可能な人数には限りがありますので、高学年でお留守番ができる方は申請をご遠慮いただくなど、ご協力をお願いします。

申請書類配布・受付期間	<b>[ 令和7年2月10日(月)～28日(金)必着 ]</b> 教育・保育課での配布・受付 月曜日～金曜日（8：30～17：00） 入所を希望するアフタースクールでの配布・受付 月曜日～金曜日（14：00～18：00） 土曜日（7：45～18：00）※土曜日は閉所場合がありますので、事前に電話で確認してください。	申請期間の 厳守をお願い します！
郵送先・お問合せ	<b>郵送先</b> 〒673-0492 三木市上の丸町 10-30 三木市教育委員会 教育・保育課アフタースクール係 <b>お問合せ</b> 電話番号：82-2000（内線 3595・3598）	
申請書類ダウンロード	<a href="https://www.city.miki.lg.jp/site/kosodateouen/42014.html">https://www.city.miki.lg.jp/site/kosodateouen/42014.html</a>	

## 1 入所対象となる児童

三木市内在住の小学生で、下記の場合が対象となります。

- (1) 保護者等が労働等により昼間家庭にいない場合
- (2) 保護者等が健康上の理由により昼間家庭にいても児童の監護ができない場合
- (3) 産前産後それぞれ8週間以内の場合（利用可能期間は産前8週の属する月から産後8週の属する月まで。出産予定日は産前期間に含みません。育児休業中は利用できません。）

◆ アレルギーなど健康上の留意や、生活支援が必要な児童については、受け入れ準備をする必要がありますので事前に申し出てください。また、面談をさせていただく場合があります。

## 2 開設期間など

- (1) 開設期間  
学年末休業期間 令和7年3月25日（火）～3月29日（土）  
学年始休業期間 令和7年4月2日（水）～4月7日（月）

※春休み全期間ご利用の場合は入所期間を3月25日（火）～4月7日（月）とご記入ください。

※新1年生開設期間は令和7年4月2日（水）～4月7日（月）です。

お申し出により入学式当日（4月10日）まで入所可能です。

- (2) 開設日 下記休業日を除く月曜日から土曜日まで

◆ 土曜日は、原則として就業証明書に土曜日の勤務が明記されているご家庭のみで、別途負担金（500円／1回）が必要です。

- (3) 開設時間 午前7時45分～午後6時まで

◆ 延長保育を利用される場合は午後6時～7時（別途負担金2,000円）

- (4) その他

- ◆ 登所・退所ともに保護者等による送迎が必要です。
- ◆ 児童の安全確保の観点から開所時間前の送り込みは、おやめください。
- ◆ 土曜日、延長保育を希望される場合は、入所決定後に申込みをしてください。

## 3 休業日

- (1) 3月31日（月）、4月1日（火）

- (2) 日曜日

- (3) 市長が特に必要と認めた日



## 4 保護者負担金等

- (1) 保護者負担金  
学年末休業期間（3月分）2,000円（納付書により支払）  
学年始休業期間（4月分）2,000円（納付書により支払）

- (2) おやつ代・諸費  
3月分600円（アフタースクールへ現金で手渡し支払）  
4月分600円（アフタースクールへ現金で手渡し支払）

- (3) 保険代（スポーツ保険代）※1,600円（下記の①②いずれかの方法で納入）

①アフタースクール窓口（現金支払いかキャッシュレス支払い）

②金融機関窓口（納付書持参で現金支払い）

※年度毎の加入のため、令和6年度800円、令和7年度800円が必要です。令和6年度中に加入されている場合は、令和7年度分のみお支払いください。

◆ 保護者負担金及び保険代については、入所許可通知に納付書を同封し送付します。金融機関で期限内に納入してください。（保険代はアフタースクール窓口でのお支払いも

可能です。)

- ◆ おやつ代・諸費は入所後 1 週間以内に納入ください。
- ◆ 保険加入は必須です。(入所キャンセルの場合でも、保険料のご負担が発生する場合がありますのでご注意ください。)
- ◆ 延長保育を利用される場合は、延長保護者負担金 (2,000 円) が加算されます。利用届を出された場合、結果的に利用がなかったとしても負担金が発生しますのでご注意ください。
- ◆ 春休み期間内の途中入退所であっても、保護者負担金、延長保護者負担金、おやつ代・諸費は全額納入していただくこととなり、日割り計算はできません。
- ◆ 保護者負担金の減免制度があります。詳しくは、入所許可通知送付時に同封される「保護者負担金免除制度について」をご覧ください。

## 5 提出書類等

- (1) **入所申請書** 児童 1 人に対し申請書 1 通が必要。裏面も必ず記入してください。
- (2) **就労証明書** 同居で働いておられる親族等全員分。必要事項が記載されていれば、勤務先の様式可。児童 2 人目からは (写) で可。自営業 (農業含む) 等の方は、ご自身で記入してください。
  - ◇お申し出により、認定こども園 (保育所、小規模保育施設等を含む) に提出済みの「就労証明書」を使用することが可能です。その場合は、「就労証明書」を再度、お勤め先に依頼いただく必要はありません。
  - ◇夏休み、冬休みなど、以前アフタースクール入所申請時に提出された就労証明書を使用することができる場合がありますので、お問合せください。(提出時期による制限あり。)
  - ◇就労証明書の期間内の提出が難しい場合は、事前にご相談ください。
- (3) **入所申請に当たっての確認事項** 文面をよくお読みいただき署名してください。
- (4) **入所申込理由書** 就労証明書の提出ができない方 (注 1) や、就労証明書の提出が遅れる場合にその旨を具体的に記入し、ご提出ください。

(注 1) 求職中、療養中、入院中、障がい者の方などで仕事をされておらず、就労証明書の提出が難しい方ならびに認定こども園等に既に就労証明書を提出されている方。
- (5) **その他の注意事項**
  - ◆ 申請書類は、教育委員会 (教育・保育課) 及び市内各アフタースクールにあります。また、市ホームページからもダウンロードができます。
  - ◆ 郵送での受付も可能です。ただし、書類の不備等で問い合わせをさせていただく場合があります。

## 6 入所の決定について

- (1) 入所の可否等は次の日程で保護者宛に文書にて通知します。

(入所の可否) → 3 月上旬 (入所説明会) → 随時
- (2) 過去のアフタースクール保護者負担金に未納がある場合は、入所できません。
- (3) 入所決定までに、必要に応じて面談をさせていただく場合もありますのでご了承ください。
- (4) 次の場合、入所決定を取り消すことがあります。
  - ①入所児童が、入所基準に該当しなくなった場合

- ②定められた保護者負担金を滞納した場合
- ③定められた実費徴収金（おやつ代・諸費）を滞納した場合
- ④申請書類に虚偽があった場合
- ⑤申請事項に変更があったにも関わらず、届け出なかった場合
- ⑥その他、アフタースクールの管理運営上支障をきたす事象が生じた場合

## 7 その他

- (1) 募集期間以外の申請は、ご希望の日程で入所できない場合があります。
- (2) 通所及び帰宅途中の安全は、保護者の方の責任において確保してください。
- (3) 春休みのアフタースクールは保護者等成人による送迎が原則です。保護者による送迎が困難な場合は、子育ての援助活動を実施している、ファミリーサポートセンター（※）にご相談ください。

※ファミリーサポートセンター（三木市末広1丁目6-46 TEL82-2395）

会員による相互援助活動です。利用には事前登録とマッチングが必要です。

- (4) 入所許可書を受け取ってから、利用のキャンセルをされる場合は、3月11日までに入所許可書を返却ください。（返却が遅れる場合は、必ず電話で教育・保育課へ連絡してください。）

## 8 募集アフタースクール

- ◆ 自由が丘アフタースクールは募集していません（ご案内の配布もしていません）ので、他のアフタースクールへ申請してください。
- ◆ 三樹・平田・三木・緑が丘アフタースクールは、3月のみの募集受付を行います。
- ◆ 申請書は必ず教育・保育課もしくは第1希望のアフタースクールへご提出ください。

アフタースクール	開設場所		連絡先
三 樹	三木市末広1丁目10-8	【三樹小学校内】	82-3173
平 田	三木市平田300	【旧平田幼稚園内】	82-7400
三 木	三木市大塚2丁目4-39	【三木小学校内】	82-6355
別 所	三木市別所町西這田573	【別所小学校内】	83-0767
志 染	三木市志染町御坂586	【志染小学校内】	87-3326
口 吉 川	三木市口吉川町殿畑680	【旧口吉川幼稚園内】	88-1800
豊 地	三木市細川町豊地196	【豊地小学校内】	86-1300
緑 が 丘	三木市緑が丘町西1丁目10-8	【緑が丘小学校内】	85-1990
緑 が 丘 東	三木市緑が丘町東4丁目45	【旧緑が丘東幼稚園内】	85-1431
自由が丘東	三木市志染町四合谷67-2	【旧自由が丘東幼稚園内】	85-5504
広 野	三木市志染町広野2丁目107-1	【広野小学校内】	85-7501
よ か わ	三木市吉川町みなぎ台1丁目31-3	【吉川小学校内】	73-1045

